

1. アメリカ合衆国（連邦）

(1) 個人情報の保護に関する制度の有無

包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。

(a) 電子通信プライバシー法（Electronic Communications Privacy Act of 1986）（以下「ECPA」という。）

- ・ URL : <https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/1285>
- ・ 施行状況：1986年10月21日施行
- ・ 対象機関：個人データの電子的保存1を行う公的部門（地方自治体を含む。）及び民間部門
- ・ 対象情報：「電子通信」（有線又は電子システムによって全部又は部分的に送信される、あらゆる性質の記号、信号、文章、画像、音声、データ、又は情報の伝達）

(b) グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm Leach Bliley Act）（以下「GLBA」という。）

- ・ URL : <https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/privacy-and-security/grammleach-bliley-act>
- ・ 施行状況：1999年11月12日施行
- ・ 対象機関：金融サービス業に「実質的に従事する（significantly engaged）」民間の金融機関
- ・ 対象情報：「非公開個人情報（Non-Public Personal Information）」（金融サービスの提供を通じて顧客から収集されるあらゆる情報）

(c) 医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accounting Act）（以下「HIPAA」という。）

- URL : <https://www.cdc.gov/phlp/publications/topic/hipaa.html>
- 施行状況：1996年8月21日施行
- 対象機関：公的機関（地方自治体を含む。）及び民間機関
- 対象情報：「保護されるべき健康情報（Protected Health Information）」（健康状態、医療の提供、医療費の支払いに関連する情報で、個人に結びつけることが可能なもの）

(2) 個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報

EU の十分性認定：なし

APEC の CBPR システム 3：2012年7月25日参加

(3) OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利 公的部門に関し、OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する公的部門の主体の義務又は本人の権利については、以下のとおり。

- ① 収集制限の原則：HIPAA に一部規定されている。
- ② データ内容の原則：該当する規定は不見当である。
- ③ 目的明確化の原則：該当する規定は不見当である。
- ④ 利用制限の原則：ECPA 及び HIPAA に一部規定されている。
- ⑤ 安全保護の原則：HIPAA に一部規定されている。
- ⑥ 公開の原則：該当する規定は不見当である。
- ⑦ 個人参加の原則：HIPAA に一部規定されている。
- ⑧ 責任の原則：該当する規定は不見当である。

出典「個人情報保護委員会ウェブサイト」https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf